

船窪土地区画整理事業

くかくだより

第15号

皆様におかれましては、日頃より「船窪土地区画整理事業」の推進についてご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当事業では、都市計画道路富士ノ上阿字ヶ浦線の一部廃止に伴い、令和7年度に事業計画を変更しました。今後は新たな事業計画に基づき整備に取り組んでおります。

今後も船窪土地区画整理事業の早期完了を目指して事業進捗を図ってまいりますので、引き続きご協力のほどよろしくお願いいたします。

施行者（那珂湊地区土地区画整理事務所）からのお願い

1 建物や塀などを建てる場合

区画整理事業施行中に、建築物や塀、車庫などの工作物の新築、改築、造成工事等を行う場合は、土地区画整理法第76条の許可が必要となりますので、着工前に当事務所へご相談ください。

2 土地の権利が変動した場合

相続や売買などにより土地所有者の名義変更を行った際は、土地所有者変更届出書（保留地の場合は保留地権利譲渡承認申請書）を当事務所へ提出してください。

3 土地の分筆・合筆を行う場合

既に決定している換地設計を変更する必要があります。そのため、土地の売買や相続等により土地の分筆や合筆を行うときは、必ず事前に当事務所へご相談ください。



令和8年度事業概要

1 令和8年度予算額

188,602千円（現年予算：162,853千円 繰越予算：25,749千円）

2 令和8年度の主な事業内容

道路改良工事：区画道路4路線

擁壁設置工事：2箇所

工作物移転補償



ひとが咲くまち。ひたちなか

〈那珂湊地区土地区画整理事務所〉
那珂湊支所内において、船窪・阿字ヶ浦の2地区の業務を担当しています。土地区画整理事業について、ご質問等がありましたら随時お問い合わせ下さい。【☎029-273-0111 内線242・243】

令和8年度施工予定箇所図

事業認可概要	
事業認可	平成9年1月27日
施行期間	平成8年度～令和15年度
施行面積	19.1ha
総事業費	6,090百万円

- ：供用開始済み（道路）
- ：使用収益開始済み（区画）

